



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 17

March 2016

特集2 (会計)

2016年度税制改正の概要

kpmg.com/jp



2016年度税制改正の概要

KPMG 税理士法人

タックステクニカルセンター

マネジャー 山崎 沙織

2016年度の税制改正の概要を示す『2016年度税制改正大綱』が、2015年12月16日に政府与党から公表され、2015年12月24日に閣議決定されました。

本稿では、『2016年度税制改正大綱』および税制改正法案に基づき、2016年度税制改正項目の中から、法人税関係の主な項目をご紹介します。

『2016年度税制改正大綱』に基づく税制改正法案は、国税に関する法案が2月5日に、地方税に関する法案が2月9日に、それぞれ国会に提出されましたが、改正の詳細については、法律および政省令の公布（3月末に公布される見込み）および関連通達等の公表を待たなければなりません。また、今後の国会審議等によりその内容に変更が生じる可能性がありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



山崎 沙織
やまざき さおり

【ポイント】

- 法人税および法人事業税（所得割）の税率が引き下げられることに伴い、法人実効税率が20%台に引き下げられる。
- 外形標準課税の税率は引き上げられるため、外形標準課税の課税標準が比較的大きい法人や法人実効税率の引下げによる恩恵に浴さない赤字法人等の税負担が増加することになる。なお、中堅企業を対象とする現行の税負担軽減措置は拡充される。
- 2015年度税制改正において決定された欠損金の繰越控除の見直しについては、改革に伴う企業経営への影響を平準化する観点から、繰越控除限度額が段階的に引き下げられるよう、さらなる見直しが行われる。
- 財源確保のための課税ベースの拡大としては、建物附属設備や構築物に係る減価償却方法が定額法に一本化されるほか、生産性向上設備投資促進税制が適用期限をもって廃止される。
- 地域経済の活性化を推進し、中小企業による設備投資の促進を図るため、固定資産税の時限的な軽減措置が創設される。
- 地方公共団体が地方創生のために効果的な事業を進めていく際に、事業の趣旨に賛同する企業が寄附を行うことにより、官民挙げてその事業を推進することができるよう、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設される。

I. 法人税率

1. 法人実効税率の引下げ

政府は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方のもと、2015年度に着手した『成長志向の法人税改革』をさらに推進し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業の収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促すことを目指しています。改革2年目となる2016年度の税制改正においては、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、目標としていた法人実効税率の20%台への引下げを実現することが提案されています。

(1) 法人税率

2016年4月1日以後に開始する事業年度に適用される法人税率が、以下のように引き下げられます。

区分	現行法	改正案		
	2015/4/1以後に開始する事業年度	2016/4/1～2018/3/31に開始する事業年度	2018/4/1以後に開始する事業年度	
大法人等	23.9%	23.4%	23.2%	
中小法人 ^(*)2)	所得金額のうち年800万円以下の部分	19% (15% ^(*)1))	19% (15% ^(*)1))	19%
	所得金額のうち年800万円超の部分	23.9%	23.4%	23.2%

- (*)1 軽減税率(15%)は、2017年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。
 (*)2 中小法人とは期末資本金の額が1億円以下の普通法人をいい、以下のものは除かれます。
 ● 大法人(資本金の額が5億円以上の法人)による完全支配関係がある法人
 ● 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人

(2) 法人事業税(所得割)および地方法人特別税の税率

資本金の額が1億円超の法人(外形標準課税対象法人)の法人事業税(所得割)および地方法人特別税の税率が、以下のよう
に改正されます。

なお、地域間の税源偏在を是正するための暫定措置として、2008年より法人事業税の一部が地方法人特別税として徴収されていましたが、この地方法人特別税は2017年4月1日以後に開始する事業年度から廃止され、法人事業税に還元されることとなります。(地方法人特別税の廃止は、外形標準課税対象法人だけでなく、すべての法人に対して適用されます。)

税目	課税標準		税率		
			現行法	改正案	
			2015/4/1～2016/3/31に開始する事業年度	2016/4/1～2017/3/31に開始する事業年度	2017/4/1以後に開始する事業年度
法人事業税 (所得割)	-	400万円以下	1.6% (3.1%)	0.3% (1.9%)	1.9%
	400万円超	800万円以下	2.3% (4.6%)	0.5% (2.7%)	2.7%
	800万円超	-	3.1% (6.0%)	0.7% (3.6%)	3.6%
特別税 地方法人	法人事業税の標準税率		93.5%	414.2%	廃止

- カッコ内は地方法人特別税を含む税率です。
- 法人事業税の税率は標準税率です。制限税率は標準税率の1.2倍とされていますが、2016年4月1日から2017年3月31日までに開始する事業年度の制限税率については、標準税率の2倍に引き上げられます。
- 3以上の都道府県に事務所または事業所を設けて事業を行う法人については、年間所得800万円以下の所得に係る法人事業税(所得割)の軽減税率の適用はありません。

(3) 法人住民税の税率引下げおよび地方法人税の税率引上げ

地方法人税は、地域間の税源の偏在性を是正するため、2014年度改正において創設されたもので、法人住民税の一部が地方法人税として徴収され、国から地方へ配分されています。地方法人特別税の廃止に伴い、それに代わる偏在是正措置の一つとして、2017年4月1日以後に開始する事業年度より、以下のように法人住民税(法人税割)の税率が引き下げられ、地方法人税の税率が引き上げられます。

この改正は地域間の税源配分を調整するものですので、内国法人の税負担への影響はほとんどありません。

【現行法】

法人住民税(法人税割)		地方法人税	
課税標準	税率	課税標準	税率
法人税額	標準税率 12.9% 道府県分:3.2% 市町村分:9.7%	基準 法人税額	4.4%
	制限税率 16.3% 道府県分:4.2% 市町村分:12.1%		

【改正案】

法人住民税 (法人税割)		地方法人税	
課税標準	税率	課税標準	税率
法人税額	標準税率 7.0% 道府県分:1.0% 市町村分:6.0%	基準 法人税額	10.3%
	制限税率 10.4% 道府県分:2.0% 市町村分:8.4%		

(4) 法人実効税率

上記の税率改正により、法人実効税率は以下のように引き下げられます。

	2015/4/1~ 2016/3/31 に開始する 事業年度	2016/4/1~ 2018/3/31 に開始する 事業年度	2018/4/1 以後に開始する 事業年度
現行法	32.11%	31.33%	
改正案	-	29.97%	29.74%

【法人実効税率の詳細】(改正案)

	2016/4/1~ 2017/3/31 に開始する 事業年度	2017/4/1~ 2018/3/31 に開始する 事業年度	2018/4/1以後 に開始する 事業年度
法人税	23.4%	23.4%	23.2%
法人事業税	0.7%	3.6%	3.6%
地方法人 特別税	2.899% (0.7% x 414.2%)	-	-
法人住民税	3.019% (23.4% x 12.9%)	1.638% (23.4% x 7.0%)	1.624% (23.2% x 7.0%)
地方法人税	1.030% (23.4% x 4.4%)	2.410% (23.4% x 10.3%)	2.390% (23.2% x 10.3%)
合計	31.048%		30.814%
法人実効 税率	29.97% (31.048% x 100/103.6)		29.74% (30.814% x 100/103.6)

上記の法人実効税率は、地方法人特別税および法人事業税が損金算入されることを考慮し、期末資本金の額が1億円を超える法人に対する標準税率を用いて計算しています。

期末資本金の額が1億円を超える法人に対する東京都の税率を用いて計算した改正後の法人実効税率(現行:33.06%)は、東京都の法人事業税(所得割)の税率が制限税率の範囲で定められてから明らかとなります。

2. 外形標準課税

外形標準課税制度は、地方公共団体の行政サービスの対価として、法人の所得・収入ではなく、法人の規模に応じ課税する制度として、2004年に導入されました。法人実効税率引下げのための財源確保の方法の一つとして、2015年度改正で外形標準課税の税率の引上げ等が行われましたが、2016年度改正においても、税率のさらなる引上げが行われます。

(外形標準課税の対象法人は、期末資本金の額が1億円を超える法人(収入金額に事業税が課される法人(電気供給業、ガス供給業、保険業を営む法人)および投資法人・特定目的会社等を除きます。)で、その範囲についての改正はありません。)

(1) 税率の引上げ

外形標準課税の税率(標準税率)が以下のように引き上げられます。

	現行法	改正案
	2015/4/1~2016/3/31に 開始する事業年度	2016/4/1以後 に開始する事業年度
付加価値割	0.72%	1.2%
資本割	0.3%	0.5%

(制限税率は、標準税率の1.2倍とされています。)

(2) 負担変動の軽減措置

法人事業税の税率改正に伴う負担変動を軽減するために2015年度税制改正で設けられた軽減措置が、以下のように見直され、3年間にわたり適用されます。

【現行法】

対象法人	法人事業税の軽減額
	2015/4/1~2017/3/31 に開始する事業年度
付加価値額 ≤ 30億円	A x 1/2
30億円 < 付加価値額 < 40億円	A x (40億円 - 付加価値額) ÷ 20億円

A = (a) - (b)

(a): その事業年度に係る法人事業税額(付加価値割、資本割および所得割)

(b): 2015/4/1~2016/3/31に開始する事業年度

2015年3月31日現在の付加価値割、資本割および所得割の税率をその事業年度のそれぞれの課税標準に掛けて計算した金額

2016/4/1~2017/3/31に開始する事業年度

2016年3月31日現在の付加価値割、資本割および所得割の税率をその事業年度のそれぞれの課税標準に掛けて計算した金額

【改正案】

対象法人	法人事業税の軽減額		
	2016/4/1～ 2017/3/31に 開始する 事業年度	2017/4/1～ 2018/3/31に 開始する 事業年度	2018/4/1～ 2019/3/31に 開始する 事業年度
付加価値額 ≤ 30億円	A × 3/4	A' × 1/2	A' × 1/4
30億円 <付加価値額 <40億円	A × (40億円 －付加価値額) × 3 ÷ 40億円	A' × (40億円 －付加価値額) ÷ 20億円	A' × (40億円 －付加価値額) ÷ 40億円

A = (a) - (b)

- (a)： その事業年度に係る法人事業税額(付加価値割、資本割および所得割)
- (b)： 2016年3月31日現在の付加価値割、資本割および所得割の税率をその事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額

A' = (a) - (b)

- (a)： その事業年度に係る法人事業税額(付加価値割、資本割および所得割)
- (b)： 2016年3月31日現在の付加価値割、資本割および所得割の税率(地方法人特別税分を加味した税率)をその事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額

等については、繰越控除前の所得金額の全額が繰越控除限度額とされます。

- (*) 1.1. (1)における「中小法人」と同様です。
- (*) 新設法人(設立7年以内の一定の法人)から、以下の法人は除かれます。
 - 大法人(資本金の額が5億円以上の法人)による完全支配関係がある法人
 - 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人
 - 株式移転完全親法人

(2) 繰越期間の延長の適用時期

2015年度税制改正では、欠損金の繰越期間を現行の9年から10年に延長する措置が講じられましたが、2016年度税制改正では、この措置の適用時期が以下のように見直されます。

	現行法	改正案
2008/4/1以後に終了した 事業年度に生じた欠損金額	9年	9年
2017/4/1以後に開始する 事業年度に生じる欠損金額	10年	
2018/4/1以後に開始する 事業年度に生じる欠損金額		10年

これに伴い、現行法では9年とされている、欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存期間、法人税の欠損金額に係る更正の期間制限および更正の請求期間も、2018年4月1日以後に開始する事業年度において生じる欠損金額から10年に延長されます。

II. 法人課税関係

1. 欠損金の繰越控除

欠損金の繰越控除制度について、以下の改正が提案されています。(欠損金の繰越控除制度とは、青色申告書を提出した事業年度の欠損金、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金および連結欠損金の繰越控除制度をいいます。)

(1) 繰越控除限度額

欠損金の繰越控除限度額が以下のように段階的に引き下げられます。

	現行法	改正案
2015/4/1～2016/3/31に 開始する事業年度	繰越控除前の 所得金額の65%	繰越控除前の 所得金額の65%
2016/4/1～2017/3/31に 開始する事業年度		繰越控除前の 所得金額の60%
2017/4/1～2018/3/31に 開始する事業年度	繰越控除前の 所得金額の50%	繰越控除前の 所得金額の55%
2018/4/1以後に 開始する事業年度		繰越控除前の 所得金額の50%

ただし、中小法人⁽¹⁾、新設法人⁽²⁾、特定目的会社・投資法人

2. 減価償却方法

法人実効税率引下げのための財源確保の方法の一つとして、建物附属設備、構築物および鉱業用の建物に係る減価償却方法について、定率法を廃止することが提案されています。

有形減価償却資産	減価償却方法	
	現行法	改正案
建物	定額法	
建物附属設備 構築物		定額法
機械装置 船舶・航空機 車両運搬具 工具器具備品	定額法 or 定率法	定額法 or 定率法
鉱業用 減価償却資産	建物 建物附属設備 構築物	定額法 or 生産高比例法
	上記以外	定額法 or 定率法 or 生産高比例法

なお、リース期間定額法、取替法等は存置されます。

この改正は、2016年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物および鉱業用の建物について適用されます。

3. 中小企業の固定資産税の軽減

中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の制定を前提に、中小企業者等に課される固定資産税が、以下のように軽減されます。

対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 資本金の額が1億円以下の法人 ● 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 ● 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
適用要件	中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の施行日から2019年3月31日までの間において、同法に規定する認定生産性向上計画（仮称）に記載された生産性向上設備（仮称）のうち対象資産を取得すること。
対象資産	以下の①から③までのいずれにも該当する機械および装置 ① 販売開始から10年以内のもの ② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの ③ 1台または1基の取得価額が160万円以上のもの
軽減措置	最初の3年間、対象資産の課税標準の価格が1/2とされる。

4. 役員給与

役員給与のうち以下の3つに該当するものは、原則として、損金の額に算入されることとされていますが、B（事前確定届出給与）とC（利益連動給与）について以下の改正が提案されています。

損金算入される役員給与	改正案
A. 定期同額給与 支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの等	/
B. 事前確定届出給与 所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（AおよびCに該当するものは除く。）で、事前に税務署に届け出ているもの	
C. 利益連動給与 利益に関する指標を基礎として算定される給与で、一定の要件を満たすもの	

この改正は、2016年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

5. 企業版ふるさと納税

地域再生法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、改正地域再生法の施行日（2016年4月1日）から2020年3月31日までの間に、地域再生法に規定する認定地方公共団体に対して、同法の認定地域再生計画に記載された、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものは除かれます。）を支出した場合に、その支出した寄附金の合計額（A）について適用される、以下の税額控除制度が創設されます。

	2017/3/31 までに開始する 事業年度	2017/4/1 以後に開始する 事業年度
法人事業税額	(A) × 10% ^(*1)	(A) × 10% ^(*2)
法人住民 税額	道府県民税 法人税割額	(A) × 5% ^(*3)
	市町村民税 法人税割額	(A) × 15% ^(*4)
法人税額	以下のうち、いずれか少ない金額 ^(*5) <ul style="list-style-type: none"> ● (A) × 20% - 法人住民税額から控除される金額 ● (A) × 10% 	

(*1) 法人事業税額の20%相当額が限度とされます。
 (*2) 法人事業税額の15%相当額が限度とされます。
 (*3) 道府県民税法人税割額の20%相当額が限度とされます。
 (*4) 市町村民税法人税割額の20%相当額が限度とされます。
 (*5) 法人税額の5%相当額が限度とされます。

この寄附金（企業版ふるさと納税）による法人の税負担軽減は、①地方公共団体に対する寄附金としてその全額が損金の額に算入されることによる税負担の軽減（法人実効税率を30%とした場合には、寄附金の30%）および②上記の制度による税額控除（全額控除が可能な場合、寄附金の30%）となり、合計で寄附金の約60%に及ぶことになります。

この制度は、改正地域再生法の施行日以後に終了する事業年度から適用されます。

6. その他の主な改正点

(1) 交際費の損金不算入制度

法人が支出する交際費については、2016年3月31日までに開始する各事業年度において、以下の金額まで損金算入が認められていますが、この措置の適用期限が2年間延長されます。

法人の区分	損金算入限度額
中小法人 ^(*)	下記①または②の選択適用 ① 800万円(年間) ② 接待飲食費 × 50%
中小法人以外	接待飲食費 × 50%

(*) 1.1. (1)における「中小法人」と同様です。

(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人のうち一定の法人等および農業協同組合等）が、2016年3月31日までに、少額減価償却資産（取得価額が30万円未満の減価償却資産）を取得して、事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、年間300万円を限度として、その取得価額を損金算入できることとされていますが、その制度について以下の改正が行われます。

- ① この制度を適用できる中小企業者等の範囲から、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人が除外されます。
- ② 適用期限が2年間延長されます。

上記①の改正は、2016年4月1日以後に取得する少額減価償却資産から適用されます。

(3) 譲渡制限付株式に係る費用の損金算入時期

法人が、個人から受ける将来の役務の提供の対価として一定の譲渡制限付株式を交付した場合には、その役務の提供に係る費用の額は、原則として、その譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日の属する事業年度の損金の額に算入されることとなります。

この改正は、2016年4月1日以後に交付の決議がされる譲渡制限付株式について適用されます。

(4) 生産性向上設備投資促進税制

2014年度税制改正で導入された生産性向上設備投資促進税制は、適用期限（2017年3月31日）をもって廃止されます。また、2016年3月31日まで適用される上乗せ措置の延長も行われません。

(5) 欠損金の繰戻し還付

中小企業者等以外の法人は、2016年3月31日までに終了する各事業年度において、欠損金の繰戻しによる還付制度を適用できないこととされていますが、この不適用措置が2年間延長されます。

(6) 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

環境関連投資促進税制について、以下の見直しが行われたうえで、適用期限が2年延長（2018年3月31日まで）されます。

- 風力発電設備の即時償却は、その適用期限（2016年3月31日）をもって廃止されます。
- 特別償却または税額控除の対象設備の範囲が見直されます。（たとえば現行法では、対象設備とされる太陽光発電設備は固定価格買取制度の認定を受けているものですが、改正により、この認定を受けていない設備が対象設備とされます。）
- 特別償却または税額控除の対象とされている車両運搬具（電気自動車等）が、税額控除の対象から除外されます。

上記の改正は、法人が2016年4月1日以後に取得等をする対象設備について適用されます。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG 税理士法人
タックステクニカルセンター
マネジャー・税理士 山崎 沙織
TEL: 03-6229-8256
saori.yamazaki@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.